

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

件 名	現行の敬老乗車証制度の継続		
要 旨	<p>京都市は、京都市行財政改革計画（案）を公表し、事業見直しや受益負担の適正化等において、敬老乗車証制度は①交付開始年齢を70歳から段階的に75歳に引き上げる、②交付対象を合計所得金額700万円未満に制限する、③利用者の負担額を引き上げる、と示している。</p> <p>敬老乗車証は1973年に制度化され、高齢者に敬老の意を表し、高齢者が社会活動に参加して生きがいづくりに役立ち、さらに経済効果もあり多くの市民に宝として重宝されてきた。それを、京都市は交付年齢の75歳への引上げや、負担額を引き上げて制度を切り捨てようとしている。さらに、京都市は制度発足時の負担は3億円、利用者は7万人、平均寿命は70歳だったが、今日では負担は52億円、利用者は15.3万人、平均寿命は80歳超となっているため見直しが必要と説明しているが、市民の寿命や人口増は当初から想定されていたことであり、交通料金や財政規模も増加していることから単純な比較で改悪することは道理ではない。</p> <p>京都市は敬老乗車証制度の改悪と共に、保育園や学童保育所利用料の値上げや補助金の削減、公共料金の値上げなど市民生活に多大な負担を押し付けようと狙っている。多大な負担が想定される北陸新幹線建設や堀川道路バイパス計画など不要不急の大型工事の見直しを行えば、敬老乗車証制度を現行のまま継続することは十分可能である。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敬老乗車証の交付開始は70歳を継続すること。 2 敬老乗車証の交付対象の所得制限を行わないこと。 3 敬老乗車証の利用者負担額を引き上げないこと。 		
受理年月日	令和3年9月15日	回付委員会	教育福祉委員会

受理番号	陳 情 者
745	
746	
747	